

「都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案」について

I. 改正の背景・目的

第164回国会において、都市の秩序ある整備を図るため、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）による先買いに係る土地を供することができる用途の範囲の拡大等の措置を定めた「都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第46号。以下「改正法」という。）が成立し、平成18年5月31日に公布されたところです。

当該改正法を施行するため、公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和47年政令第284号）等の一部を改正する必要があることから、都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令を定め、所要の規定を整備する予定です。

II. 改正の内容

公有地の拡大の推進に関する法律施行令の一部改正

改正後の公有地の拡大の推進に関する法律第9条第1項第4号において、先買いにより買い取られた土地のうち、買取りから10年を経過する等の条件に該当するものを供することができる用途が規定されています。

同号ハに規定する政令で定める事業については、以下の計画に定められた都市の健全な発展と秩序ある整備に資する事業とする予定です。

- ・ 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成4年法律第76号）第8条第1項に規定する同意基本計画
〔 拠点地区の区域ごとに実施すべき都市機能の集積又は居住環境の整備を図るための事業 〕
- ・ 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第9条第10項に規定する認定基本計画
〔 市街地の整備改善のための事業、都市福利施設を整備する事業、住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業 等 〕
- ・ 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第1項に規定する市町

村計画

〔地場産業の振興に資する施設、観光又はレクリエーションに関する施設、地域文化の振興等を図るための施設の整備に関する事業 等〕

Ⅲ. 施行期日

改正法の施行の日（改正法の公布の日（平成18年5月31日）から3か月以内）から施行する予定です。